

## 随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月  
国立大学法人京都工芸繊維大学

## 1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

## 【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(12%) 2	(13%) 19
一般競争入札等	競争入札			(0%) 0	(0%) 0
	企画競争	(18%) 3	(21%) 31	(18%) 3	(21%) 31
随意契約		(82%) 14	(79%) 115	(71%) 12	(66%) 96
合 計		(100%) 17	(100%) 146	(100%) 17	(100%) 146

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		( ) %	( ) %
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	( ) %	( ) %		
随意契約		(100%)	(100%)	( ) %	( ) %
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(12%) 2	(13%) 19
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(18%) 3	(21%) 31		
随意契約		(82%) 14	(79%) 115	(71%) 12	(66%) 96
合 計		(100%) 17	(100%) 146	(100%) 17	(100%) 146

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期  
平成20年1月までに、以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

- ① 情報システム、公共工事の設計業務等に加え、研究開発、調査研究、広報業務等について、総合評価落札方式による一般競争入札の導入を図る。
- ② 総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成  
一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを作成し、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示す。  
(平成20年12月を目途に作成予定)
- ③ プロジェクトチームの設置  
上記措置を行うため、財務課にプロジェクトチームを設置

(2) 複数年度契約の拡大

- ① 研究開発やシステム関連等の複数年度にわたる契約については、メリット等を考慮し検討を進める。

(3) 入札手続きの効率化

- ① 一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の拡大や公告の方法等について検討を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載